

1 . 件名: 「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(濃縮施設(4 - 28)、濃縮施設(遠心機)(28))」

2 . 日時: 令和3年6月24日(木) 16時00分~16時30分

3 . 場所: 原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4 . 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職

日本原燃(株) 濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部長 他4名

5 . 自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6 . その他

提出資料

なし

参考

・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和2年12月24日)

「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000125.html

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000128.html

・ 令和3年6月22日

「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。それではただいまから日本原燃濃縮の設工認申請に関するヒアリングの方始めたいと思います。
0:00:11	本日は昨年、
0:00:14	12月24日で申請された新規性基準適合に関する申請及び新規分離機2の更新に関する申請について、その後6月11日16日にそれぞれ補正が提出された。
0:00:30	件について、
0:00:32	6月22日付で別途ウラン濃縮加工施設における設工認の今後の対応方針についてという資料が出てきましたので、それについての事実確認のヒアリングをさせていただきたいと思います。
0:00:48	はい、冷凍こちら規制庁側の出席者は
0:00:53	コサクワワラサキそしてWEBからタカナシが参加しております。
0:01:01	本日も
0:01:04	録音でのヒアリングとなりますので非公開情報については発話しないように注意してください。また発話してしまった場合はその場でその旨を申し出てください。
0:01:13	それでは、日本原燃のほうから出席者等、
0:01:21	そうですね。本日は資料についてない特に説明したい事項があればといったところで結構ですが、簡単に説明のほう、お願いいたします。
0:01:33	日本原燃6ヶ所、八木橋です。
0:01:36	本日の出席です。社外な出席者は渕野八木橋サカモト、シバタワカバヤシの米になります。資料のほうは今の御紹介いただきました22日の資料、こちらのほうの内容について説明させていただきます。
0:01:55	平均2ページ目になりますが、
0:02:00	今回の対応方針として一覧で連続性のほう示してますので、チェック海洋のほうをちょっとピックアップしながら説明をさせていただきます。
0:02:12	日本原燃坂本でございます。それではポイントを絞って御説明いたします。
0:02:17	まず大きなところだけ7ページ目をご覧ください。
0:02:25	7ページ目の真ん中の溢水防護対象設備の明確化ということで、基本設計方針のほうにい線の対象が順番に記載されている通り、第1種管理区域の設備のうち、
0:02:40	電気計装盤とプラント監視に用いる形状設備、あとは第1種管理区域の閉じ込めパテ時に関わる排風機これらが対象になるということを基本設計方針のほうで明確にするというところを修正してます。あとその下の 600

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:56	遠心機更新の基本設計方針の冒頭の説明の適正化ですけれども、こちら遠心機のプレート申請書の冒頭のほうに基本設計方針の関係について、4階との関係について記載してまして、少ない中身の文章を見直しています。
0:03:11	簡単には共通項目、これについては、遠心機も代用海浜成一緒です。
0:03:17	あと第2章の個別項目違わ例とかつける設備と工事はできない設備、これは第4回延伸と一緒に違いが出るのは、
0:03:28	個別設備の第4回申請ではカスケードとか以外のUF処理設備だったり、付帯廃棄物廃棄設備、これを示していると。ただこれらは各設備固有に要求されるものなので、遠心機のほうの申請、こちらに関連するものではないというところを入れていくと。
0:03:45	この
0:03:46	溢水に絡みまして、33ページご覧ください。
0:03:56	共同基本的な方針で、溢水の解消明確にしたことを踏まえて遠心機の更新に係る申請こちらに溢水の説明書を追加しております。概要基本方針を示した上で、3ポツで、溢水防護設計の要否ということで、
0:04:13	江藤会長が第1種管理区域なので、今回遠心機更新の説明は第二種管理区域に設置されるということで、これらの防護等は不要であるということをご5点明確にしたところでございます。
0:04:27	当方ちょっと
0:04:33	低い。
0:04:36	8ページ目ご覧ください。
0:04:43	9個局基準規格のところですけども、ちょっと前回のヒアリングで
0:04:50	建築関係の高校と設計基準これら御名前が変わるだけで、変更後に持っていてたんですけども、そちら適正化してだめ変わるだけであれば変更ん名前適正化だけであれば、変更前に行くということで見直しているんですか、さらに
0:05:05	中段のほうに法令関係、加工施設の経営、
0:05:09	位置構造基準だったり、技術基準基準、こういったものについて記載をどうするかというところをちょっと全社のほうとも調整した結果と、
0:05:21	法令類については、常に最新のものをを用いて設計するというのはもうすでに自明であると。
0:05:27	いうところも踏まえて、この最新の例は2年当時の法令に関しても変更前を記載するという整理をちょっと全社と調整した上で、こういった記載に見直していくというときです。
0:05:42	それと大きなポイントは設備リスト関係添付の設備です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:50	16 ページ以降でございます。人勾配についてお伺いした方から少しいたします。
0:06:01	日本原燃若林です。16 ページ以降に設備リストについて述べております。
0:06:09	まず一つ目はグレーの網かけ見えると思いますが、第 5 回申請以降で示す機器の欄については見かけを振って後ろで注釈後で説明しますが、今回の申請で確認いただく範囲ではなく、全体示す上で出してる範囲とこういうふうに
0:06:26	明確にわかるように表情表現していくこととしました。
0:06:31	あとはNo.17として落雷生物学的事象の適合の示し方の変更。
0:06:38	インタロックと閉じ込め等に関わるインターロックや臨界に関するインターロック等についてはその倍とか書に適合欄を示すといった変更をします。
0:06:47	あと附属としてましては、風及び積雪、低温凍結混沌対象についてを整理あまりかたを示してまして、インターロックについては上記な閉じ込めのバウンダリに関するものであったりとかプラント監視に関わるものではなくて、
0:07:03	自然現象で皆喪失した場合においても、フェイルセーフ設計で本施設の安全機能を確保されるので。現状は適合確認談話バーツとしております。
0:07:15	18 ページが注釈になりまして、どちらが前回のヒアリングで受けたコメントを反映しております。
0:07:25	18 ページまで曲げが第 4 回申請の方で 19 ページ目が、に
0:07:32	遠心機のほうですね、新規更新の方でして、こちらも前回のヒアリングのコメントを踏まえまして、
0:07:40	第 5 回飛ばすと言っていたところを縁切り行って、
0:07:45	その記載を改めていくと、あとは、目 12 のほうで出来事対象がないものについてはその旨を明確になるように注釈を振っております。主な変更点は以上です。
0:07:57	以上であります。
0:08:02	はい、規制庁川崎です。それでは規制庁側からの確認に移らせていただきたいと思います。
0:08:11	そうですね。
0:08:13	まずその弁全般部分というか、
0:08:18	適合表の
0:08:21	でも、幾つか確認事項があるんですけど、先にそれ以外の部分で、
0:08:26	一応確認させてください。
0:08:31	ちょっと確認あくまで確認までなんですけど、7 ページも今回溢水防護のところ で防護対象施設を選定される記載を明確化されたということなんですけど。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:41	第1種管理区域内に設置する設備のうちというふうに書かれていて、連系早晚プラント監視、計測制御設備を列挙されているんですけど、これはあれですかね、あのプラント監視に用いる計測制御設備たところについても、
0:08:59	2種管理区域かどうかで線引がなされていてって理解でよろしいですかね。ちょっと。
0:09:05	第1種管理区域の閉じ込めにかかるというのも後ろに出てきたので、念のための確認です。
0:09:13	日本原燃坂本でございます。第1管理区域に設置しております漏えいが発生したら確認するためのモニターで、あと放出関係の御理科こちらについては第1種管理区域のほうのスタッフだったり、あとはその部屋ってこれ低下漏れてないかを確認するように、
0:09:31	出ておりますので、このケツ制御設備の個々のプラント監視対象は引かれてきて、問題ございません。以上ですよ。規制庁川崎です。わかりました。要するにその第二種管理区域に設置する者たちについては、第5回申請において評価を行うと。
0:09:48	ということで、後ろの適応表でもそういった関係で注釈が全体で説明されていて、一方で
0:09:58	防護対象に入らないものについては、今回は別途原燃さんの表ではバーとされていると、そういう理解でいいでしょうか。
0:10:09	はい。
0:10:11	日本原燃坂本です。その通りでございます。
0:10:14	カワラサキです。わかりますが、
0:10:25	ほか、ここの変更前後の関係で規制庁側から何かあればお願いします。
0:10:34	よろしいですか。こここそコサクです。すみません。7ページの
0:10:39	説明あった損No.6のところのなお書きなんですけど、これ直樹いりますか。
0:10:49	日本原燃坂本でございます。
0:10:52	個別設備については対象となる設備を申請するということは自明なので、
0:10:57	必ずしもこのなお書きをここでこの説明する必要もないと考えます。すみせん。
0:11:06	規制庁コサクです。
0:11:08	なくていいということであれば書かない効果
0:11:12	何も第4回のものと全く同じ方針。
0:11:18	ということも全く同じ容積が同じ枠すべてが同じバックっていうわけじゃないのは自明であって、それは別に、新規の孔で言う必要ないことですので、
0:11:30	対応関係としてどこという

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:33	どこの方針を使っているものがわかればいいだけですから、7月前までで十分だと思います。以上です。
0:11:43	予備ペネサカモトです。おっしゃる通りだと思いますし、設定いたします。
0:11:49	規制庁川崎です。他、来変更前後であったりとか使用費消ですかね。
0:11:57	やっぱり、
0:11:59	確認事項あればお願いいたします。
0:12:04	規制庁タカナシです一つ確認だけなんですけどよろしいでしょうか。
0:12:08	はい。
0:12:09	3ページのところなんですけども。
0:12:13	変更前変更後というまた最後に書かれているところで変更前のほうにコアをGTでこれをちょっと追記されてると思うんですけども、その下の赤で説明を見ると追記するとなっているんですが、これは新たに追記するということではなくてもともと変更前にこういう通知があったということなんだろう確認だけなんですけれども、
0:12:35	日本原燃先ほどですね、この変更前からあったというものであったかと
0:12:41	直接スーパーありがとうございます。ちょっと若干
0:12:46	理解でずれが確認すると変更前というのは、今回基本的には既認可の事項であるんですけども、必ずしもそのときに1回の申請ですべてが明確に書かれていたというものではないので、
0:13:04	そうそういう意味で今回明確化と称して、変更前に、来認可事項がこういった内容なものであったと言ったところと、ことをですね、書かれていたりするので、そういったところも含めて追記するというような表現になっているのかと。
0:13:20	理解していますが、そういう理解でよろしいですか。
0:13:25	日本原燃坂本でございます。その理解で結構です。あと、こちらについては第3回申請の中で、建物に収納すると、あとJIS規格でとりあえず瓦れきの影響受けないようにすると、こういった話を書いていますので、それに基づいて、変更前しております。
0:13:41	以上です。
0:13:42	規制庁川崎です。わかりました。
0:13:45	系統が完結あの私も理解いたしましてありがとうございます。
0:13:49	17分規制庁コサクです。あと11ページの使用表なんですけど。
0:13:56	ねこの辺でちょっと駄目なんですけど、SERPを示すということはそうなんですけど。
0:14:03	どっちが基準点かっていうのを明確にしたほうがいいのかと思うんですけど、何かその点、記載案がありますか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:14	日本原燃坂本でございます。すみません第二種管理規程非管理区域のところ が基準点になるって負圧を維持する体質の管理区域の気圧と時基準点となる 第二種管理区域以下に血圧の山頂示すということで修文いたします。
0:14:33	規制庁コサクです。わかりました。
0:14:37	規制庁カワラサキです。
0:14:43	今のお話で大体前弧使用状況であったり、基本方針の話が結構これまでコメ ントしていた事項に対して、方針が示されたという。
0:14:56	形ダブリ返します。
0:14:58	すみません。
0:14:59	その上で、
0:15:02	工事の工程などが
0:15:07	多分第1回から第3回までは書いてなかったところ、明確化されたり、
0:15:12	あとは工事工程表がトップ記載がわかりづかったところを修正されたりして いますと、
0:15:18	いった内容の御説明と理解しました。
0:15:22	続いて、最後に御説明いただいた設備リストの話なんですけど、ちょっとまだ
0:15:30	どういう理解なのか確認させていただきたいところが残っていると思ってまし て、
0:15:36	ちょっと順番確認させていただきたいんですが、
0:15:40	まず最初のほうに関われ吹き出しで16ページですかね。
0:15:45	のところで書かれているんですけども、外部衝撃の関係の御説明なんです が、
0:15:51	今回この生物学的事象ですかね。
0:15:55	へえ。
0:15:57	落雷ですかね、落雷と。
0:16:00	生物学的事象の記載を変えられているということで、この表を見ると、
0:16:06	例えばそのインターロックですね、番号で言うと共同で74行目とかに丸が付さ れているんですが、
0:16:15	ただ一方でその掛けとか積雪とか低温凍結などについては、
0:16:23	前が付されていないといったところで、こら辺の考え方をちょっともうちょっと 教えてください。
0:16:36	日本原燃の若林です。
0:16:38	まず、時対象の考え方なんですけども、落雷につきましては、許可のほうで すね、計測制御設備等を雷か守ると言ってることも踏まえまして、許可でインタ ーロック等を対象にしていることが明確なので、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:53	落雷のほうはインターロックのほうにマルを付けて注釈で 20 た上で、建物の次の避雷器等でM知っ守ると。
0:17:04	そういうような説明にしております。
0:17:07	作る上で、課税。
0:17:09	低温凍結高温等につきましては、何を対象にするかってのは難しいところではあるんですけども。
0:17:16	事業変更許可のほうで自然現象が大きな事故の誘引にならないと言ってることも踏まえて、弊社としましては、核燃料物質またはファイリング燃料物に汚染されたものを直接内包するバウンダリーなるものってあたりとか、ここに書いてますけど、漏えい発生時の検知等を行うもの。
0:17:34	あとは蒸気に電極ケース非常電源設備、それらを適合確認大社にしよう。
0:17:40	インタロックについては
0:17:42	設計としてフェールセーフ設計になっていって、自然現象等で機能喪失したとしても、本施設の安全機能を確保されるので。
0:17:51	ことと、事業許可でもパソナに特にを対象にするということ述べないことも踏まえて、今バーとしている状況です。
0:18:00	規制庁川崎です。ちょっと今、おっしゃっていった
0:18:04	例えばインターロックはフェイルセーフみたいところで機能喪失したとしても問題ないと安全を確保されるということなんですけれども、
0:18:16	インターロックの機能が喪失してもよい。
0:18:20	という整理に聞こえたんですけど、許可の段階では、そもそも外部衝撃に対してはどういう設計をうたっていたかをちょっともう一度立ち昇っ
0:18:31	戻って教えて欲しいんですけど。
0:18:35	いかがでしょうか。
0:18:41	日本原燃ワカバヤシで許可の段階におきましては、添付書類 5 のや本文や添付書類 5 のほうで、
0:18:49	学級げに対しては迷い大きな事故の要因にならないような設計とすると。
0:18:55	各事象について守っていく上で竜巻とか、それから火災とか頻度が低いものについては、
0:19:04	いわゆる行い方する機器等を防護する落雷とかについては計測制御設備を守っていくと。
0:19:11	書いてまして、風とか提案凍結等については具体的な防護対象と書いてないんですが、先ほどやっぱり大きな事故の誘因とならないと、全体方針、
0:19:22	ただ人を踏まえて今は防護対象決めている状況です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:27	規制庁カワラサキです。今何か大きな事故の誘因っていうところを強調されているんですけど、
0:19:36	多分、
0:19:38	今ですね、一応許可も手元で三つ。
0:19:42	分岐してるんですけど、多分、基本的には、
0:19:46	ちょっと引用しますと、設計上の考慮を必要とする事象として選定された過程低温凍結工法降水適切及び生物学的事象が、
0:19:59	安全機能を損なわない設計とすると書いてあるんですね、手法を
0:20:03	何かというと本施設はって書いてあるんです。
0:20:06	多分基本的には
0:20:08	許可の段階での理解はもちろん事故の誘因っていう観点はあるのかもしれないんですけど。
0:20:14	基本的にはその安全機能を損なわないっていう大前提が多分あるんだろうなと思っていて、その中の具体の
0:20:24	僕の仕方をどうするのかというのが設工認の中に落ちているんだと思っています。ただ竜巻とかある程度許可で整理している一方で、
0:20:35	その他外部衝撃に対しては、具体的な
0:20:39	防護方針のこのやり方ってというのが許可の段階でまた示されておらず、
0:20:45	安全機能を損なわないといったところの意味を結合2で示していただければいいのかなと思ってます。取り返してるんです。
0:20:54	今のところ以下がそこまでいいですかね。
0:21:02	日本原電の小林です。はい、今のところ大丈夫です。既設のカワラサキです。そうするとじゃあその
0:21:11	落雷と、
0:21:15	風とか竜巻とか積雪とかで、どういう差別化はあるんですかといったところ、
0:21:20	なんですけども。
0:21:24	例えば、風低温たって凍結高温、
0:21:28	に対して、
0:21:30	安全機能を損なわないようにするためには、そのインターロックって死んでもいいんですかねっていうことと、あとは落雷に対してインターロック何でも守るんですかねといったところで、あんまりその落雷と別添を凍結とかそういったほかの事象との差だ。
0:21:47	或いは生物学的消灯のさが許可の段階ではなかったように思えるんで、この違いが何で生じてくるのかっていうのもちょっと
0:21:56	ちょっとあまりよくわからなかったんです。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:59	ちょっと今の話を踏まえ、
0:22:01	低温凍結に対しては、
0:22:05	例えばその安全機能を損なう
0:22:08	前提でやろうとしているのかそれともそうではなくて、やはり安全機能を損なわない前提で設計しようとしているのかどちらですかねっていうことと、丸それを踏まえてマルをどうしますかっていうの。
0:22:18	御説明いただけませんか。
0:22:27	4年ワカバヤシで少々お待ちください。
0:22:48	でも、いろいろ方向性として認めたいなど。
0:22:57	あれば、
0:23:03	その気持ち習得運搬とおっしゃってるんですね。
0:23:07	今、
0:23:09	対象だけばかりだな。
0:23:12	そういう建物に入れてるやつって生命でしょうか。基本はそうですね。
0:23:18	何かおっしゃってるんですが、流出があるやつが、
0:23:22	みたいなね溢れ精密にその結果、
0:23:24	許可で1億100万坪対象っていう印象からは食べちゃって、保管、
0:23:33	そこの
0:24:07	ヨシノ形です。
0:24:09	赤ちゃんの先ほどの質問への回答ですが、まず基本的に安全機能を守るという設計に至っております。それを踏まえますと、やはり低温凍結。
0:24:19	等についてもインターロックの安全機能っていうのは守らないといけないと
0:24:25	思いますので、ここは例にちょっとかえさせていただきます。
0:24:29	その上で竜巻等に堰ましては、直下での対象やる粉用設備といていること頭発生時にプラント停止プラントの生産停止等を行ってインタロック
0:24:42	また、働かないけど、何ですけども、不要な状態になりますので、その辺りについては、現状のままバーで対応を行っておりますが、いかがでしょうか。ついでとカワラサキです。今の御説明は非常によく理解できました。ちなみに
0:25:00	排気回収とかそこら辺の措置を徹底とするやつらは、注釈のところへ当然それが書かれているということで別途場にしていると。
0:25:11	ということでそこら辺は給食の付け方どういうルールでやってますか。
0:25:24	日本原燃若林です。現状の注釈ではインターロック竜巻に対し、ベースマットに対して、
0:25:32	インタロックが防護対象外であるとか、防護対象がこれって事をっからない状況になっていますので注釈見直しまして、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:40	防護対象を明確になるよう、
0:25:42	今の定着長
0:25:44	規制庁川崎です。わかりました。だからその合わせ技ってことですね、要するに棒対象の
0:25:50	固縛なり何なりの措置を行うものと、あとはその排気回収とかで、そうすることによって、
0:25:59	設計するものとか、そこら辺がわかるように記載を注釈を工夫していただければと思いますのでよろしく願いがいたします。
0:26:12	助言ワカバヤシで承知しました。
0:26:14	規制庁カワラサキって別途外部衝撃は大体今の話で、
0:26:20	1回できるのかなと思うております。
0:26:25	で、
0:26:26	ちょっと念のためちょっと外部仕組み定年のためにもう1個だけ確認させてください。
0:26:34	今の話っていうのは、その第1種管理区域の別途負圧を維持するためのインターロックについても、
0:26:42	同じ。
0:26:43	整理という理解でいいですよねのためですが、
0:26:49	日本原燃ワカバヤシですはいその通りでございますでしょうか。わかりました。じゃあ、続いてなんですけど。
0:26:59	火災ですかねにはちょっと格差にも整理の仕方を教えて欲しいって。
0:27:05	今回
0:27:08	故フィックスが内包されているやつらみたいなのところ。
0:27:12	ていうのは当然適合が説明されているんですけど。
0:27:18	そのほかの例えば
0:27:22	それこそ、先ほど話題になったインターロックみたいなやつだとか、そういったやつっていうのが今のところは、
0:27:29	バーになっているような
0:27:33	認識だったんですが、その丸のつけ方を教えてください。
0:27:39	参考
0:27:42	いや、
0:27:49	今の点についてインターロックの火災防護のマルバツアルバム生き方をしてください。
0:27:59	はい。
0:28:00	日本原燃ワカバヤシですね。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:04	火災のところの0番のつけ方ですが、基本的には、設備機器類に対して不燃難燃材を使うということで、ばあえて止まるとしております、インタロックにつきましては、基本的にそれから機器付随する。
0:28:22	金、
0:28:23	機能といいますか、所が大きいので、
0:28:27	基本的には今は火災等に対してはという整理にしております。
0:28:34	規制庁川崎です。ちょっと若干わからなかったんですけど、設備に附属して工夫してるとすれば、
0:28:42	なんか同じルールで丸がつくような気が。
0:28:45	それというのと、あとは、
0:28:47	その火災の説明書の中では、ちょっとそういった版であったりとかケーブルであったりとかの防護設計が
0:28:55	一応示されていったように記憶しているので何らか適合説明してるっていう理解だったんですけど。
0:29:03	今のその設備に附属しているっていったところのとか、
0:29:07	ちょっとよくわかりませんでしたので教えてください。
0:29:22	日本原燃はカバーして設備に附属しているというところについては、Stressそれチャンスがないんですけどもおっしゃる通りだと添付説明書のほう等でも説明してますし、設計の前提として難燃材使うということもありますので、
0:29:39	しかも止まりする遅れ結局いたします。
0:29:42	カワラサキでわかりましたその上でなんですけど。
0:29:47	えっとか については影響評価が第5回に次回送りされているということだと思うんですけど、その次回送りにする。
0:29:59	という前提の書き方をどう工夫してるのかというのを教えて欲しいって。
0:30:04	一方でその遠心機のほうに行くと。
0:30:09	年周期については、次回送りというわけではなくて今回マルだという説明だったかと思うんですけど。
0:30:16	そういう書き分けの仕方をどうされてるのかをちょっと教えていただけませんかでしょうか。
0:30:26	日本原燃ワカバヤシて、まず第4回のほうにつきましては、18ページをご覧ください。こちら注釈がありまして、
0:30:34	少し見づらいいんですけども。
0:30:41	こちらのほうに、火災による損傷の防止のところの一番下の共通の欄に資格11と。
0:30:47	Fでございまして、XIで確か共通的な要件を表すものなんですけど、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:54	第4回のほうでは内部火災影響評価については共通的な設計要件であるため、共通事項と分類しまして対象機器が16第5回申請にて申請すると、
0:31:04	期待しております。ですので、第4回は各機器で、
0:31:09	上のほうで不燃難燃危条文適合ご説明した上で、一番下の共通のところでは火災影響評価についても共通事項のね第5回飛ばすという記載しております。
0:31:20	遠心機のほうは、
0:31:23	義理を行っております、
0:31:27	機器リストのほうには共通の記載がなくてですね、添付会社の方なので、
0:31:34	1といえますと、少々お待ちください。
0:31:45	はい。
0:31:52	範疇1ページご覧ください。
0:31:57	支社右側、
0:31:59	20数になっておりまして右側一式更新に関わる申請の添付説明者抜粋となっておりますが、内部火災影響評価という項で、
0:32:09	本申請において、まず一段落目で遠心分離機と今回申請する機器については、
0:32:18	気概じゃために系統分離が要求される設備ではないので、その火災影響評価を求める炉とかで求められているような機器ではないと。
0:32:27	その上で縁切りしております。
0:32:30	今、参考として別途申請するの方で、第5回日選定実施する内部影響評価では、
0:32:38	懇建物の評価を行うんですが、評価で対策が必要となった場合でも建物消防用設備等による延焼防止対策となることから、遠心分離機の設計が変更になることはない、このような縁切りとしております。先日出した補正書のほうでは内部火災影響評価を第5回市税示すっていうのは、
0:32:58	やっぱり言葉すような形になっていましたが、今回このように、テキストを修正しております。
0:33:05	以上です。
0:33:07	規制庁カワラサキです何度も出て今の機会だと書き方としては、表のところの丸とかバーとかの話と限定である設計であるといったものが、
0:33:20	
0:33:23	がついてきて、
0:33:26	なり参画なりがついて来てで影響評価の話はまとめてその注釈の施設共通のところ、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:36	伸ばして行って、内訳として、全信協特に書き分ける必要があったので書き分けています。第4回についてはそこまでの第4回、第5回に回さないといったところの記載は特に
0:33:51	いらぬから書いてないってことですか。ちなみにそのその場合って第4回に川で結局影響評価書関係なやつがいるんでしたっけってのを教えてください。
0:34:10	日本原燃の小林です。最初おっしゃった通りの御理解でよくて影響評価上関係ないものとしてましては、基本的に本施設については、各設備機器は一応評価上、
0:34:22	地域と同様に関係なく、建物についてのみ評価することとしております。以上です。
0:34:30	施設のカワラサキです。
0:34:36	ただ一方で、RCPBフィックスを内包している例えばコールトラップとかそこら辺がいるかと思うんですけど、そちらの評価みたいな、やるわけではないんですかね。
0:34:57	日本原燃の若林です。内部火災影響評価としては、実施せずに、ただちょっと紛らわしいんですけども、事業変更許可のほうで緩く対外対応するこれから等については、
0:35:12	委託されつつ、
0:35:13	が起きないように
0:35:15	評価を行うと許可に書いてありますので、それについては今回、
0:35:20	内部火災影響評価とは別に第4回申請の添付説明書のほうで説明しております。
0:35:28	規制庁川崎です。だからエリアプレク野評価ってというのは、
0:35:33	火災による損傷の防止にひもづく説明。
0:35:39	もう内数ですか、それとも、
0:35:42	そうではないか、許可に基づく評価ってというのは何となく理解しましたが、
0:35:47	規制庁コサクですけど、今の関係で言うと、タンク内部
0:35:53	火災影響評価は、施設全体としてた他区画からのかね家再現なり何なりでの影響ってということも含めて全体で考えるので第6回いたけれども、
0:36:08	許可でやることにしている今の来つつ上昇での破裂ということについての評価は、
0:36:17	条件設定として今回整理できて、
0:36:22	第5回に飛ばさせずに今回対応しているってということですか。
0:36:28	日本原燃ワカバヤシでその通りでございます。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:34	うん。
0:36:36	規制庁コサクですけど、何で今回整理できるかっていうの考えを
0:36:40	念のためお聞かせいただけますか。
0:36:45	日本原燃ワカバヤシで液圧破裂の間で考慮するか再現というのが許可から書いてますが、このトラップが持つる冷凍機の潤滑油になりますので、自分自身の油からの影響ということで、他の区画からであったりとか、
0:37:04	だからについては、火災影響評価の見ると、基本的に自分自身からのということで、今回KURION的。
0:37:11	結構考えております。
0:37:15	規制庁の古作ですわかりました暗渠化の宣言の中で貯金設定がされていて、今回できていると。
0:37:23	ということで理解しましてありがとうございます。
0:37:28	規制庁川崎です。続いて溢水のところでのため確認させてください。溢水なんですけど、
0:37:37	今回防護対象とされた、先ほど提起された箇所についてご説明いただきましたが、理解としては膀胱待避室に対して防護する必要があるものたちは、次回の第1回の申請において、
0:37:55	えっと評価しますということで、それが、注釈上も、
0:38:00	書いていただいている。そして、そうではなくて防護対象外であるといったものについては倍にしている、そういう理解でいいですかね。
0:38:13	人間のワカバヤシです。その通りでございます。
0:38:16	すべてのカワラサキです。わかりました、であれば、
0:38:20	例が表でも、
0:38:22	多分、先ほど読めるようにしていただくということで、
0:38:27	お願いいたします。
0:38:31	とりあえずは、
0:38:33	ちょっと条文ごとの確認は1億で、あとちょっと細かいんですけど。
0:38:38	念のため
0:38:40	各
0:38:42	で、
0:38:45	中途カワラサキすみません、ちょっともう1件条文関係で警報設備の第18条関係確認させてください。
0:38:54	警報設備の十八条関係なんですけど。
0:38:58	丸のつけ方のルールとしては、
0:39:02	インターロックは当然もあるといってるだろうなと思いつつ、体制等、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:09	警報のほうの書き方としては、
0:39:12	放射線管理施設関係があるかと思うんですけど。
0:39:17	この半期をH不モニターであってとか環境モニター。
0:39:22	であったりとか、
0:39:23	そういうやつらも減っとう十八条の該当として整理されているってことでしょうかというのでも許可に基づく対応っていう話は一方で、放射線管理施設としてはあったので、念のためそこら辺の十八条との関係の
0:39:39	考え方教えていただきませんかでしょうか。
0:39:47	今、
0:39:52	日本原燃岡林です。と放射線管理施設に行くの退去を開けるモニター等につきましても刑法第 18 条の第 1 項に該当すると、
0:40:04	考えておりますというのも移行のほうで、
0:40:07	話題排気中の放射性物質濃度が上昇したときに、刑法流せるよう手間余地がありますので、それから排気中の汚染物質濃度等を監視するものにつきましては、第 18 条をつけると。
0:40:23	それ以外のものにつきまモニタリングポスト等につきましては、警報ではなくて、第 19 条、放射線管理施設第 19 条のほうで整理するという。
0:40:34	S P 行っております。
0:40:36	規制庁川崎です。わかりました。なので、契約応として丸がつくというふうに理解しました例ちょっと関連してなんですけど、可搬型H検知、
0:40:48	送気ですかね、があるじゃないですか、そちらも同じですか、それとも違うんでしょうか。
0:40:58	日本原燃若林です。釜田 1F 検知装置につきましては、刑法にはつけない、整理としております。New としましては、現場
0:41:08	に入るときにも持っていく可搬型の検知装置で 18 条で求めているような排気中の放射性物質濃度等求めるものではないと、そういう整理で 18 条。
0:41:21	要はつける斜線関連施設の方で許可要件のものとして整理しております。
0:41:28	規制庁川崎です。書き分け系っていうのは変わりましたか、非常に今の
0:41:35	ところが、
0:41:37	多分、
0:41:38	微妙な利用というかなんていうか、整理の仕方としては、多分、説明が要るのではないかなとちょっと思っていて、
0:41:49	そういった
0:41:51	例えばその可搬型 1F 検知傾向装置なんていうな名消費傾向が入ってるところ何か一見すると入ってきてもよさそうな気もしつつ、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:03	ちょっとよくわからなかったというところなので、そういった
0:42:07	ただ、
0:42:08	ちょっと特殊なやつらに対して。
0:42:10	900 なり何なりで、
0:42:12	これは許可との関係ですよといったところを示していただくことってできますか或いはその警報装置の
0:42:20	説明書の中でもいいのかもしれませんが、
0:42:24	警報設備は、
0:42:26	いかがでしょうか。
0:42:39	日本原燃ワカバヤシで、今の件承知しまして、まずリストのほうで対象外であることが明確になるような注釈文を振る方向で検討いたします。
0:42:50	以上です。本当かなというよろしく願いますちょっとついでと言ったらあれなんですけど、休みWhatモニタリングポストは不それぞれどうどっち側ですか。
0:43:01	入れないという意味で、日本原燃若林です。どちらも敬語にはつかず、放射線管理施設側になりますので、そういった少し判断に迷うようなものにつきましては、
0:43:15	当対象外であることをちょっと対象について注釈をつけるかセッティング説明者つければ、検討しますけども、とかでわかるように記載しています。以上です。
0:43:28	中途カワラサキです。よろしくお願いします。
0:43:31	はい、それではこれで今までの説明で大体私から確認したい事項は、
0:43:39	確認できたと思っています。
0:43:43	それとほかに規制庁から何か確認事項ありましたらお願いいたします。
0:43:59	はい。内容ですので、
0:44:04	この資料についての確認。
0:44:06	以上とさせていただきたいと思います。
0:44:10	今日は基本的にはこれで終わりなんですけれども、
0:44:14	念のため今後の動きがどうなっていくのかといったところを教えスケジュール的なところも含めて、
0:44:22	御説明いただけますかね。
0:44:26	多分、
0:44:27	4 ページのサカモトでございます。本日のヒアリングで大分あの方針学科は見えてきましたので、補正手続きに入って7月2日までに系統遠心機、第4回等に今は、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:46	補正申請を行うことで、手続きを進めているところです。また、補足説明資料関係、これまで御説明している補足説明資料影については、来週2回に分けて、
0:45:00	リバイス今回の補正の内容もやっぱりリバイスしたものを御提出するということで、今進めるスケジュールを検討しているところでございます。以上です。船長が替わりました。この補足説明資料等
0:45:18	確認させていただいて、もし何かあれば、ヒアリングの場で別途ページ報告説明資料の内容等について確認してであればさせていただきたいと思います。
0:45:30	規制庁側から何か今後の対応も含めて質問等ありましたらお願いいたします。
0:45:39	ずっと話します。
0:45:43	はい、よろしいようですので、これにて本日のヒアリングを終了とさせていただきます。ありがとうございました。
0:45:52	ありがとうございました。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。